

令和6年度「結びの神」取組 Q & A

(基幹・地域共通)

Q 1 基本条件である①安心食材への登録、承認 ②品質基準の達成(タンパク含量、1等格付け)は、基幹流通、地域流通のどちらの取組でも必要ですか。

A 「結びの神」での販売は、①安心食材の登録・承認、②品質基準の達成が条件になります。いずれの取組でも必要となります。

Q 2 いつまで玄米タンパク含量6.8%以下を目標とするのですか。

A 現状では、一層の生産技術の向上が必要と考えており令和6年も6.8%以下を目標とします。6.4%を目標とする時期は、今後の生産状況(生産物の品質)を勘案して判断します。

Q 3 品質基準がクリアできなかった場合はどうなりますか。

A 安心食材の承認、および品質基準が達成できない場合「結びの神」の商標は使用できません。三重23号で販売していただくこととなります。

Q 4 地域資源を活用とはどの程度必要ですか。

A 「結びの神」のコンセプトの一つは、地域資源を活用した取組です。地域流通、基幹流通を問わず取り組みが必要です。各地域の持っている資源を活用して付加価値として商品にのせていく必要があります。従って、きれいな水や、豊かな土壌、おいしい米を育む気候など、「このような地域資源を活用し、このように栽培したお米だから、皆さんに支持していただきたい。この価値を共有して欲しい」と言えるものがが必要です。

Q 5 高温登熟に優れた三重23号を自由に作れないのでしょうか。

A 三重23号は、スタートアッププロジェクトの趣旨やコンセプトを御理解いただいた生産者の方々に厳しい審査基準をクリアするため、様々な努力をしていただき、基準を満たした商品を「結びの神」としてブランド化を進めているところです。

これまでの「結びの神」のブランド化の取り組みを踏まえ、流通面や販売面における混乱を避けるため、当面の間、三重23号は「結びの神」ブランドとして一元的に取り組むこととします。

Q6 需要量に応じた生産（基幹流通）は需要に応じた生産となり、生産量の枠がありますが、地域流通には生産量の枠はないのですか。

A あくまでも基幹流通が中心と考えていますので、安定生産のために必要な種子の備蓄も考慮した基幹流通分の種子を確保したうえで、地域流通に種子を配分します。そのため、地域流通の栽培面積が限定される場合もあります。

Q7 「需要量に応じた生産」（基幹流通）で、令和5年までの生産者で生産枠以上になった場合は、新規生産者は募集しないのですか。

A その場合、募集は行いません。

Q8 面積の下限（1ha）を廃止した理由は。

A 「結びの神」の取り組み開始から5年以上が経過し、販売面で一定の評価を得ており、本県のブランド米として定着しつつあります。また、需要が拡大しており、スタートアッププロジェクト開始当初の目標である作付面積が200ha突破したことから、「新たな価値を創出する」ステージから「飛躍的な発展を目指す」ステージへ移行することとしました。

そこで、より多くの農業者が「三重23号」の取り組みを通じた「地域資源を活用した新たな米づくり」に参画していただけるよう変更したところです。

なお、需要の拡大はこれまで取り組んできたブランド化コンセプトに対し、消費者から共感が得られた成果であると考えており、単純に作付拡大のみを促すのではなく、従来からのコンセプトを維持しながら、さらなるブランド価値の向上を目指すこととします。

Q9 面積の下限（1ha）を廃止したことに伴い生産者数が増加することが想定されますが、みえの安心食材等の事務手続きが煩雑になるのでは。

A みえの安心食材登録制度については、統一した生産体制を整えた団体も

申請できることとなっています（人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領第11の2）。また、エントリーシートも同様に団体や産地での提出も可能となっています。

これまでの経営体単位の取り組みから産地単位でのまとまった取り組みに発展し、安定して高品質な「結びの神」を生産できる体制が整えば事務手続きも簡素化できることとなります。

Q10 生産者ごとの栽培面積の上限はあるのですか。

A 特にありません。

Q11 種もみは、面積にあわせて一定量を購入することになるのですか。種もみの量を減らして注文できますか。

A 種もみは生産者がJAに申し込んでいただきますので、必要量をお申し込みください。

Q12 玄米での販売や今ずり米での販売は可能ですか。

A 基本的に玄米食以外では、販売する直前に精米して消費者等に提供するようにしてください。

Q13 ネット販売はできますか。

A ネット販売も可能です。結びの神のコンセプトや価値が伝わるような販売をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q14 個人の三重23号の販売は認められるのですか。

A 本プロジェクトでは、結びの神生産用に限定しています。結びの神用に生産して、残念ながら基準を満たせなかった「三重23号」の販売はありません。

（主に地域流通に関すること）

Q15 地域での生産（地域流通）の販売先はどのようなところを想定していますか。

A 生産者や集団が自ら精米袋詰めを行い、生産者や集団自らの氏名で、責任を持ってファーマーズマーケットなどで販売することを想定しています。その他、地域流通に取り組む方の販売チャンネルを生かし、地域内外の飲食店や小売店等でも販売し「結びの神」の認知度向上につなげていただければ幸いです。

なお、理念や販売方針等が共通する地域流通生産者同士が、協力してお互いの「結びの神」を販売することも可能です。この場合、販売計画に、団体の場合に準じて、活動のわかる資料、構成員名簿を添付し提出したうえで実施してください。また、販売する「結びの神」は、トレーサビリティの観点からも、原則として実際に栽培した生産者等が分かるように販売し、購入した方に誤解が生じないようにしてください。この場合の玄米タンパク含量分析も、それぞれの生産者毎に実施してください。

Q 1 6 地域での生産（地域流通）の場合、販売価格は自由に決めることができるのですか。

A 販売価格を統一することはできませんが、「結びの神」の価値を十分に反映させた価格での販売によりブランドを育成したいと考えています。

Q 1 7 「地域での生産」（地域流通）で使用する米袋などの制作はどうすればよいですか

A 地域流通は生産者の組織などが主体的に行うものです。したがって、米袋の制作や売れ残った場合のリスクについても、自らで負担していただくこととなります。

Q 1 8 「地域での生産」（地域流通）で結びの神の米袋やシール等を作成する場合、気を付ける点はありますか。

A 結びの神の名称とデザイン（字体等）については、県が商標権を有しています。生産者の方はエントリーの際に商標使用申請を提出していただくことにより、無償で名称とデザインを使用することができますが、字体を変えるなど結びの神のイメージを損なうような使用は行わないようご注意ください。またデザインのデジタルデータは県が所有していますので、必要な際はお近くの県事務所の担当者にお問い合わせください。

Q 1 9 「地域での生産」(地域流通)の範疇にJA直売も入ってくるのですか。

A 地域流通は地域活性化プラン等地域の活性化のために取り組もうとするものが対象になります。JAの生産部会などで地域活性化プラン等を策定している場合は、対象となります。この場合、JAや生産者で自ら精米し製品化したものだけが「結びの神」の商標を使用できます。

Q 2 0 地域での生産(地域流通)において、玄米タンパク質含量分析はどこで行えばよいですか。

A 大変申し訳ありませんが、分析業者を県・全農でリスト化する予定はありません。ケルダール法又は燃焼法分析による証明書が発行できる分析業者を選定していただきますよう、よろしく申し上げます。(「地域流通」に応募いただく際に、分析方法を申告いただいております。従って、分析業者を選定の上、地域での生産に応募いただく様申し上げます。)

Q 2 1 玄米タンパク質含量分析を依頼する際の検査項目は、「タンパク質」の分析を依頼すればよいですか。

A 玄米水分15%補正時のタンパク質含量の報告が必要なことから、分析を依頼する際は、検査項目として、「タンパク質」と「水分」の2項目を分析依頼して、15%補正時の数値を算出する必要があります。ただし、分析機関からの報告で水分15%補正時の報告がもらえるのであれば、「タンパク質」の分析のみでも問題ありません。

Q 2 2 玄米タンパク質含量分析は、「基幹流通」と「地域流通」をともに行う生産者の場合、JAが行った分析を「地域流通」でも利用することができるのですか。

A 各JAへの集荷を基本とする「基幹流通」と、生産者自らの取組である「地域流通」は基本的に同じ生産者が生産したものであっても、流通の異なる別の物であると考えます。そのため「地域流通」分は生産者が独自に分析を受ける必要があります。

Q 2 3 地域での生産(地域流通)において、計画量を販売しきれなかった場合など、余った分を全農出荷に回すことはできますか。

A 地域流通は自己責任でお願いします。実現可能な生産販売計画を立てていただきますようお願いします。万が一余った場合でも、全農などが「結びの神」として購入することはありません。

Q 2 4 地域での生産（地域流通）の要件として、地域活性化プランが策定または策定見込み（令和5年度中の策定が確実なもの）とありますが、認定の事務手続きの関係で、年度内に認められなかった場合はどうなりますか。

A 現時点でプラン策定の動きがあり、年度内に策定の見込みであることを要件としています。但し、策定日が過ぎてしまった場合でも、理由がある場合は商標の使用を認めないというものではありませんので、事前に御相談ください。

Q 2 5 地域での生産（地域流通）の要件として、新たに「結びの神」新規生産者エントリーシートの作成でも可能となりましたが、平成27年産までに生産エントリーをした者は、そのシートで地域での生産（地域流通）を認められることになりますか。

A 既に「結びの神」新規生産者エントリーシートを作成した生産者でも可能としましたが、（地域流通）に適する生産者であるか否かについては、審査を実施したうえで決定をすることとしています。既に提出いただいた新規生産者エントリーシートではありますが、「地域流通」を新たに実施したい場合は（地域流通）にふさわしい内容となるようもう一度内容をご検討いただき、加筆修正の上、再提出いただく必要があります。また、既存組織に加入しながら、新規に個人で（地域流通）に取り組みたい場合は、既存のエントリーシートに個人での取組部分を加筆いただくか、新たにシートを作成し提出していただく必要があります。

Q 2 6 前年産の「結びの神」が不合格でしたが、販売実績を報告しなければいけないのですか。

A 合格・不合格に係らず報告が必要です。生産状況の報告は、「結びの神」の価値を確認するためだけでなく、玄米や種籾の不正流通が行われていないことを確認する目的もあります。

Q 2 7 「三重 2 3 号」の作付けに対し、補助金等の助成はあるのか。

A 夏季の高温耐性のある品種の作付け推進及び環境に配慮した取組を進めるため、令和 6 年度の予算において、「三重 2 3 号」を作付けする農業者に対する面積に応じた補助金の交付を検討しています。